

愛媛大学図書館ブランドマーク等取扱要項

〔平成25年4月1日〕
〔図書館長裁定〕

(趣旨)

第1条 この要項は、愛媛大学図書館（以下「図書館」という。）のブランドマーク及びマスコットキャラクター（以下「ブランドマーク等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ブランドマーク)

第2条 図書館のブランドマークは、別図1のとおりとする。

(マスコットキャラクター)

第3条 図書館のマスコットキャラクターは、別図2のとおりとする。

(使用できる者)

第4条 ブランドマーク等を使用することができる者は、次の各号のとおりとする。

(1) 図書館

(2) 図書館の職員（以下「職員」という。）

(3) 館長の承認を得た学生団体（以下「本学の学生団体」という。）

(4) その他第6条第3項の規定により図書館がブランドマーク等の使用を認めた団体等
(使用の原則)

第5条 図書館のブランドマーク等は、図書館が許可するものを除き営利目的に使用してはならない。

(使用許可の手續)

第6条 職員が業務以外の目的でブランドマーク等を使用しようとするときは、使用許可願（別紙様式1）を図書館事務課総務チームに提出し、館長の許可を得なければならない。

2 本学の学生団体がブランドマーク等を使用しようとするときは、使用許可願（別紙様式2）を図書館事務課調査企画チームに提出し、館長の許可を得なければならない。

3 図書館以外の団体等がブランドマーク等を使用しようとするときは、使用許可願（別紙様式1）を図書館事務課総務チームに提出し、館長の許可を得なければならない。

(第三者使用の禁止)

第7条 ブランドマーク等を使用する者は、図書館の同意なしに第三者に使用させてはならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ブランドマーク等の使用許可を取消し、又は使用を停止させることができる。

(1) 使用許可願の内容に虚偽があったとき。

(2) 図書館の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれがあるとき。

(3) その他ブランドマーク等の使用が不相当と認められるとき。

2 前項の規定により，使用許可を取消し，又は使用を停止させたことにより損害が生じることがあっても，図書館はその責を負わない。

(事務)

第9条 ブランドマーク等に関する事務は，図書館事務課総務チーム及び図書館事務課調査企画チームにおいて処理する。

附 則

この要項は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

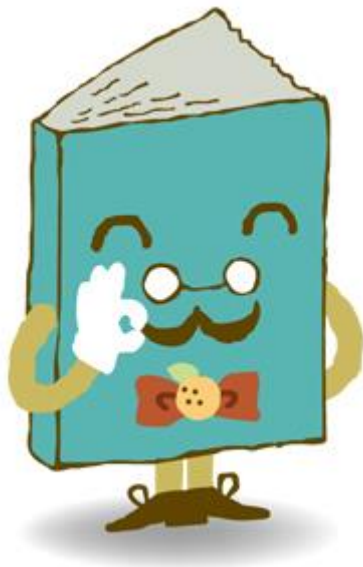
この要項は，平成29年4月1日から施行する。

別図1 図書館ブランドマーク



別図2 図書館マスコットキャラクター

アイダさん



ひめわん

